

よくあるお問い合わせ

介護施設等における原油価格物価高騰対策支援補助金

よくあるお問い合わせ

Q1 どのような事業なのか。

A1 原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた事業者の負担の軽減を図るため、介護施設等における燃料費及び光熱費経費について、1事業所あたり20万円（居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所は34万円）を上限に支援します。

Q2 他にも同様の補助金を受けている（受ける予定である）が、当事業の申請も可能か。

A2 当助成金の対象経費について、ほかの補助制度に基づく補助金の交付を受けている、また受けることが決定しているものは、申請することができません。千葉県社会福祉施設物価高騰対策支援事業は施設数又は施設定員に応じた補助のため重複にはならず、両方ご申請いただけます。

Q3 いつからのいつまでの経費が対象になるのか。

A3 令和5年8月1日から令和6年3月31日に支払いがあった燃料費・光熱費が対象になります。支払日は、領収書等の日付、振込明細書等を添付する場合は引き落とし日を確認します。

ただし、申請期限は令和6年4月30日（消印有効）までとなっていますので、申請期限内に必ず申請してください。対象となる経費であっても、申請期限を過ぎたものは受付できませんので、ご了承ください。

Q4 令和5年8月1日までに使用した経費は対象になるか。また消費税は含まれるか。

A4 支払いが令和5年8月1日以降であれば、令和5年8月1日までに使用した燃料費・光熱費も対象となります。また、消費税も対象経費に含まれます。

Q5 ポイントを使って支払ったが、請求できるか。

A5 ポイント利用額を除いた金額を対象経費としてください。

Q6 市内に事業所が複数あるが、事業所ごとに申請すれば良いか。

A6 原則として法人が市内事業所分をまとめて申請するようにしてください。

Q7 市内に住所を構える法人であるが、市外の事業所も対象になるか。

よくあるお問い合わせ

A7 市外の事業所は対象にはなりません。

Q8 同じ建物で複数のサービスを提供しているため、経費の切り分けができない。

A8 経費の切り分けができない場合は、(別紙2)領収書等の写しに、切り分けできない事業所名を全て記入してください。QA 最下部の申請パターンの例もご確認ください。

Q9 ひとつの施設で介護保険サービスと障害福祉サービスを両方実施している場合どのようにすればいいか。

A9 それぞれに別の領収書を添付し、経費の重複がないようにして介護保険課と障害福祉課にそれぞれご申請ください。

Q10 該当の経費が複数あるが、全て請求できるか。

A10 1事業所あたり20万円(居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所は34万円)を上限に全て対象となります。

Q11 対象の光熱費、燃料費とは何を指すか。水道代は含まれるか。

A11 光熱費とはガス代、電気代、燃料費はガソリン代、灯油代、軽油代、重油代を指します。水道代は対象外となります。

Q12 対象となるのは物価高騰による光熱費等の支出増分のみか。

A12 対象期間中に支払のあった光熱費・燃料費全額が対象となります。

Q13 領収書等は何を添付すればいいか。

A13 領収書またはレシート(購入日時、品名、金額、消費税等が記載されているもの)をご提出ください。

領収書の発行ができない場合、振込明細書または通帳の写し、領収実績票、クレジットカードの引落明細、口座振替明細等でも構いませんが、内容が確認できるよう明細書や請求書を併せて添付してください。

領収書を添付する場合は領収書の日付、振込明細書や通帳の写しを添付する場合は引き落とし日が令和5年8月1日から令和6年3月31日であれば対象になります。

使用料のお知らせや請求書、クレジットカードの利用明細(支払い(引落)済であることが確認できない書類)のみでは申請できません。

Q14 対象期間中に支払った光熱費等の領収書等を全て提出する必要があるか。

A14 申請金額分の領収書等のみご提出いただければ構いません。

よくあるお問い合わせ

Q15 訪問看護・通所リハビリ・訪問リハビリ・短期入所療養介護における、保険医療機関の「みなし指定」事業所も対象となるか。

A15 令和5年5月以降に介護保険サービスの実績がある事業所を対象とします。

Q16 空床利用のみのショートステイも対象になるか。

A16 対象外です。

Q17 サービス付き高齢者向け住宅も対象になるか。

A17 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は対象になります。

Q18 サテライト事業所も対象になるか。

A18 対象外です。

Q19 特別養護老人ホームのユニット型と従来型施設はそれぞれ1事業所として申請できるか。

A19 それぞれ1事業所として申請可能です。

Q20 令和5年8月以降に開設した事業所も対象になるか。

A20 令和5年8月1日～令和6年3月31日に開設した事業所も対象となります。

★申請パターンの例

Case1. 訪問介護事業所と通所介護事業所の2事業所分（切り分け可能）を申請する場合
訪問介護事業所分として20万円分の領収書等
通所介護事業所分として20万円分の領収書等 を提出

Case2. 訪問介護事業所と通所介護事業所の2事業所分（切り分け不可能）を申請する場合
訪問介護事業所と通所介護事業所を合わせた20万円×2（40万円分）の領収書等を提出

Case3. 訪問介護事業所と居宅介護支援事業所の2事業所分（切り分け可能）を申請する場合
訪問介護事業所分として20万円分の領収書等
居宅介護支援事業所分として34万円分の領収書等 を提出

Case4. 訪問介護事業所と居宅介護支援事業所の2事業所分（切り分け不可能）を申請する場合
訪問介護事業所と居宅介護支援事業所を合わせた20万円+34万円（54万円分）の領収書等を提出

※一部の経費が切り分けできない場合（燃料費は切り分けできるが光熱費は切り分けて

よくあるお問い合わせ

きない場合等) も上記の例の切分け不可能としてご申請ください。